

「NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン(案)」
に対する意見及びそれに対する総務省の考え方(案)

■ 意見募集期間 : 令和5年 12 月 16 日(土)から令和6年1月 19 日(金)まで

■ 意見提出数 : 4件 (法人・団体:3件、個人:1件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者 : 以下のとおり

(意見受付順・敬称略)

受付	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	KDDI株式会社
3	ソフトバンク株式会社
—	個人(1件)

意見	意見に対する考え方	案の修正
1 総論／ガイドラインの背景・目的関係		
意見1-1 認可申請書に記載が必要な事項、認可に当たっての審査事項等及び総務大臣への報告事項等、それぞれの項目について厳格な運用がなされるよう具体的に明記されており、適切なものである。	考え方1-1	
<p>現在策定中の「NTT 東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」は、ワイヤレス固定電話の提供要件に関し、貴省に設けられた IP ネットワーク設備委員会における検討を踏まえ、その詳細を規定するものであると認識しております。今般示された案においては、認可申請書に記載が必要な事項、認可にあたっての審査事項等及び総務大臣への報告事項等が取りまとめられるとともに、それぞれの項目について厳格な運用がなされるよう具体的に明記されており、弊社としては適切なものであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御賛同の意見として承ります。 	無
意見1-2 認可に際しては、コストの効率性のみに着目して判断するのではなく、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」及び「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」で掲げられた光ファイバの整備目標に照らしてその適否を慎重に審査する必要がある。安易に他者の無線設備を利用するのではなく、光IP電話の提供を優先して行くべきであり、NTT東西自らの新規光ファイバ整備又は自治体光ファイバ譲渡等による自己設置設備での電話役務の提供の可能性、他事業者の既設光ファイバ活用による電話役務の提供の可能性について適切に検討を行った上で、合理的に難しいと判断された場合に初めてワイヤレス固定電話の検討がなされるべき。	考え方1-2	
<p>令和元年 12 月 17 日の情報通信審議会答申「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申」を踏まえ、電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律(以下「令和 2 年改正法」という。)が公布・施行され、将来に渡る電話の役務の低廉な提供に資するため、NTT東西による電話の役務の提供に当たり、アナログ加入者回線による電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、例外的に、令和 2 年改正法による改正後の法第 2 条第 5 項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を経て、他者設備を用いて電話の役務の提供が可能となりました。</p> <p>今般、当該認可の考え方等を事前に明確化し、行政判断の客観性・透明性の向上を図り、関係事業者の予見可能性を高めること等を目的として、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン(案)」が策定されました。</p> <p>これにより、今後NTT東西からアクセス区間の一部に他者の無線設備を利用する認可申請が行われるものと認識しておりますが、令和 2 年改正法施行後には、デジタル基盤整備に対する政府の方針を定めた「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」(令和5年 12 月 26 日閣議決定)や「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月 25 日総務省)等が策定されています。当該認可に際しては、これらの政府方針や具体的な数値目標を十分に踏まえる必要があると考えます。</p> <p>政府の方針によると、光ファイバについては、全国の世帯カバー率を2027 年度末までに 99.9%(未整</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT法」といいます。)第2条第5項ただし書の規定に基づく認可は、地域電気通信業務について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」といいます。)の自己設備を用いて行うことを原則としつつ、電話の役務の利用者が著しく少ない一部の地域において、光ファイバを含め自己設備規定の維持と電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保が両立できないおそれが生じる場合に、例外的に他者設備の利用を認めるものです。認可に際しては、他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨の観点も含めて審査してまいります。 なお「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」で掲げる光ファイバの整備目標に向けては、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の活用や高度無 	無

<p>備世帯約5万世帯)とすることを目標としています。さらに、未整備世帯約 5 万世帯についても、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指すとされており、限りなく 100%近い世帯カバーが求められている状況です。</p> <p>これらの計画を着実に遂行するためには、今回の他者の無線設備の利用が当該計画を妨げることのないよう慎重に確認していく必要があります。例外的に無線設備の利用が認められるのは、現時点の整備目標である光ファイバ世帯カバー率99.9%に属する地域以外の未整備世帯約5万世帯であると考えます。</p> <p>昨年 12 月に閣議決定された上記「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」では、補助事業の実施により条件不利地域等における整備を促進していくとしており、また、光ファイバ等の更なるインフラ整備促進にも資する観点から、整備した光ファイバ等の維持管理費用を支援する交付金制度の運用を行うこととしています。</p> <p>総務省の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」でも、デジタル基盤の整備等に関する取り組みとして、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度の創設等を掲げており、ブロードバンドの維持費用を支援することにより、光ファイバの新規整備・公設光ファイバの民間移行、光ファイバの安定的維持等の促進を図るとしています。</p> <p>こうした全国的な光ファイバの整備・維持を支援するための各種制度が整備されていることに鑑み、安易に他者の無線設備を利用するのではなく、光ファイバの新規整備や他者の光ファイバ活用により、光IP電話の提供を優先して行っていくべきと考えます。具体的には、NTT東西自らの新規光ファイバ整備又は自治体光ファイバ譲渡等による自己設置設備での電話役務の提供の可能性、他事業者の既設光ファイバ活用による電話役務の提供の可能性について適切に検討を行った上で、合理的に難しいと判断された場合に初めてワイヤレス固定電話の検討がなされるべきです。他者の無線設備を利用した電話の役務を安易に認めてしまうと、光ファイバへの投資が抑制され、政策目標も達成できなくなるおそれがあります。</p> <p>また、光ファイバの全国的な整備・維持を支援するための各種制度を活用することによって、既設光ファイバであれば新たな追加コストが発生しないことや、新規光ファイバを整備する場合であっても追加的費用が低くなることが考えられます。ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠な通信サービスを利用者の少ない高コスト地域を含めて地域間格差なく利用できることを確保するものであることから、必要以上に効率性を追求すると、本来の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることとなります。</p> <p>以上により、当該認可に際しては、コストの効率性のみに着目して判断するのではなく、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」及び「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」で掲げられた光ファイバの整備目標に照らしてその適否を慎重に審査する必要があると考えます。</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る 認可基準ガイドライン(案)修文案</p> <p>(太字下線部分が追記箇所)</p>	<p>線環境整備推進事業の実施等により、関係事業者の協力も得て、総務省において適切に対応していくこととしています。</p>
--	---

該当箇所	修正前	修正後
1. ガイドラインの背景・目的	—	(5)なお、総務大臣の認可に際しては、令和2年改正法の施行後に策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)及び「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月25日総務省)等で定められたデジタルインフラの整備目標の遂行を妨げることのないよう審査することとする。
3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方 (1)趣旨	<p>法第2条第5項においては、NTT東西が営む地域電気通信業務については、令和2年改正法による改正後も、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自己設備を用いて行うことを原則としている。</p> <p>しかし、電話の役務については、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務が課されていることから(法第3条)、これを確保するために必要であると認められる場合であつて、総務省令に定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、例外的に、他者設備を用いた当該役務の提供を認めることとしている(法第2条第5項ただし書)。</p> <p>よって、総務大臣の認可に際しては、以下の観点から審査することとする。</p>	<p>法第2条第5項においては、NTT東西が営む地域電気通信業務については、令和2年改正法による改正後も、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自己設備を用いて行うことを原則としている。</p> <p>しかし、電話の役務については、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務が課されていることから(法第3条)、これを確保するために必要であると認められる場合であつて、総務省令に定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、例外的に、他者設備を用いた当該役務の提供を認めることとしている(法第2条第5項ただし書)。例外的に他者設備を用いた当該役務の提供を認める際には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023 改訂版)」(令和5年12月26日閣議決定)及び「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月25日総務省)等で定められたデジタルインフラの整備目標に支障となることのないよう判断する。</p> <p>よって、総務大臣の認可に際しては、以下の観点から審査することとする。</p>

【KDDI株式会社】

<p>意見1-3 NTT 東西の他者設備の利用はあくまで例外的なものであり、メタル回線に限らず光ファイバも含む自己設備による業務遂行を追求すべき。また、総務省は適切に監督することが必要。</p>	<p>考え方1-3</p>	
<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」)による他者設備の利用はあくまで例外的なものであることから、NTT 東西殿はメタル回線の置き換えとして他者設備の利用を検討する前に、メタル回線に限らず光ファイバも含む自己設備による業務遂行を追求すべきです。また、総務省殿におかれては、上記について適切に監督することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 考え方1-2のとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	意見に対する考え方	案の修正
2 ガイドライン(案)3(2)認可に当たっての審査事項等関係		
意見2-1 他者設備の利用は例外的な措置であり、少なくとも加入者密度の下位5分の1から拡大していくことを防止することが必要。加入者密度の下位5分の1を超えた場合や光ファイバの新規整備等に妨げとなっていると判断された場合には、「加入者密度18人未満」の基準を見直すことが必要。	考え方2-1	
<p>本ガイドラインの該当箇所において、「認可申請書に記載された提供区域が、特例地域かつ町又は字の単位での加入者密度が18未満であることの確認を行う」こととされておりますが、「町又は字の単位での加入者密度が18未満」という基準は、下記の内容を踏まえ決定された基準であると認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者密度の全国的な分布について、市町村内の町・字等の単位で見た場合、加入者密度が極めて低いと考えられる、下位5分の1の町・字等においては1km²当たりの加入者数が18人を超えない。 <p>今後、加入者回線の減少が見込まれている状況においては、加入者密度が18人未満となる町・字等は年々増加し、加入者密度の全国的な分布に対して加入者密度18人未満となる町・字等の比率が下位5分の1を超えて、継続的に拡大していくことが考えられます。</p> <p>また、令和4年9月20日に公表された「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方答申」(情報通信審議会)によると、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域の加入電話回線数は、約60万回線(令和3年9月末時点)であるとされており、2027年度末の未整備世帯約5万世帯と比べても、他者設備による電話役務の提供可能範囲は過大であることが想定されます。</p> <p>NTT東西が営む地域電気通信業務については、自己の電気通信設備を設置して行うことが原則であり、他者設備の利用が例外的な措置であることを踏まえれば、少なくとも加入者密度の下位5分の1から拡大していくことを防止する必要があると考えます。そのため、毎年度、加入者密度の下位5分の1を超えてないか確認し、超えている場合は「加入者密度18人未満」の基準を見直すことが必要です。また、他者の無線設備の利用が光ファイバの新規整備等に妨げとなっていると判断された場合には、速やかに現行の「加入者密度18回線/km²未満」の基準を見直すことも必要と考えます。</p> <p>以上により、総論と本項で述べた意見について、ガイドライン(案)の修正を別添のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る 認可基準ガイドライン(案)修正案</p> <p>(太字下線部分が追記箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他者設備の利用を例外的に認める基準については、加入電話をとりまく状況を継続的に注視し、状況変化を踏まえて、制度運用の安定性を考慮しつつ、適切に見直してまいります。 なお、本ガイドライン(案)は、認可に当たっての行政判断の客観性・透明性の向上を図ること等を目的として、NTT法第2条第5項ただし書並びに日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号。以下「施行規則」といいます。)第2条の2及び第2条の3に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方を明確化するものです。 	無
該当箇所	修正前	修正後
(2)認可に当たっての審査	・ 総務大臣は、認可申請書に記載された提供区域が、特例地域かつ町又は	総務大臣は、認可申請書に記載された提供区域が、特例地域かつ町又は字の単位

<p>事項等 ① 業務の内容及び区域 ア 施行規則第2条の2第1項第1号関係</p>	<p>字の単位での加入者密度が18未満であることの確認を行う。</p>	<p>での加入者密度が18未満であることの確認を行う。<u>なお、町又は字の単位での加入者密度18未満という基準が、加入者密度が極めて低いと考えられる、下位5分の1を超えてないことを毎年度確認し、超えている場合は基準の見直しを行う。また、年度途中においても必要がある場合は基準の見直しを行う場合がある。</u></p>		
<p>【KDDI株式会社】</p>				
<p>意見2-2 他者設備利用の是非の検討に当たり、アナログ加入者回線による電話だけでなく、光ファイバを用いた電話とブロードバンドをあわせての提供による収益効果とも比較すべき。また、他者設備利用から自己設備の復旧先の検討においても光ファイバも選択肢として加味すべき。</p>			<p>考え方2-2</p>	
	<p>国民生活に不可欠という観点で FTTH が第二号基礎的電気通信役務とされたことを踏まえれば、他者設備利用が検討されるエリアでは第一号基礎的電気通信役務(電話)だけではなく第二号基礎的電気通信役務(光ブロードバンド)の需要を見込むべきと考えることから、他者設備利用の是非の検討に当たり、効果を比較すべき対象はアナログ加入者回線による電話に限定するのではなく、第二種交付金の制度が整い次第、光ファイバ上の音声役務とブロードバンドサービスあわせての提供による収益効果とも比較判断すべきと考えます。</p> <p>加えて上記の考え方は、他者設備利用から自己設備の復旧先の検討においても適用すべきと考えるため、光ファイバも選択肢として加味すべきです。</p> <p>この場合、光ファイバを用いた光回線電話(加入電話に相当する光 IP 電話)単体の提供については、その提供条件に明確な基準がなく、下記①②による競争上の懸念があることから、提供地域を拡大することは適切ではないと考えるため、上記の対象から除くものとします。</p> <p>① NTT 東西殿からアクセス回線提供を受ける他事業者は光ファイバを利用して加入電話相当の利用者料金で電話を提供することは不可能であること</p> <p>② 通話卸(旧マイライン)の提供も不可能となるため、他事業者は利用者とのタッチポイントを失う構造にあること</p> <p>なお、①②の懸念を解消すべく、光ファイバを用いた光回線電話(加入電話に相当する光 IP 電話)単体の提供については、ユニバーサルサービスとしての制度論とともにそのあり方を今後検討すべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 法第2条第5項ただし書きによる地域電気通信役務の規定による認可は、NTT 法であまねく全国において提供を確保すべきとされている電話の役務について、自己設備を用いた提供を原則としつつ、将来にわたる電話の役務の低廉な提供に資するため、アナログ加入者回線による電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、例外的に認めるものです。 ・ したがって、責務の対象となっていない第二号基礎的電気通信役務の収益をコスト効果の判断要素とすることは適当ではないと考えます。 ・ なお、災害等の終了後、合理的な期間内に自己設備による復旧を行う際、光ファイバを用いた加入電話を提供する場合には、加入電話相当の光 IP 電話であることが必要と考えます。 ・ 今後のユニバーサルサービス制度の在り方に関する御意見は御参考として承ります。 		<p>無</p>

<p>【修文案】</p> <p>3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方 (2)認可に当たっての審査事項等</p> <p>① 業務の内容及び区域 当該規定に基づく電話の役務はあくまで「応急的に」提供するものであることから、災害等の終了後、合理的な期間内にアナログ加入者回線<u>または光ファイバによるブロードバンドサービス込みの電話の提供</u>が可能となるよう復旧する必要がある。</p> <p>③ 業務を営む理由 同項第1号及び第2号については、定量的な効果(効果額を含む。)についても記載することとし、今後10年間のコスト効率化見込みの計画(アナログ加入者回線<u>またはブロードバンドサービス込みを前提とした光ファイバの新設・維持に要する費用との比較、それらの収益効果との比較</u>※)及びその算定根拠となる情報を記載すること。 ※第二種交付金制度の法制度整備が完了次第</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見2-3 他者設備利用はあくまで「応急的に」提供するものであり、災害等の終了後、合理的な期間内に復旧が必要とすることに賛同。事業年度毎の業務の実施状況報告の時期において当該他者設備利用が継続している場合には、その理由とともに復旧の見込み時期の報告を求めるべき。</p>		<p>考え方2-3</p>
<p>日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則2条の2第1項第3号による他者設備利用はあくまで「応急的に」提供するものであり、災害等の終了後、合理的な期間内に復旧が必要とすることに賛同します。</p> <p>なお、他者設備利用の範囲・期間が必要以上に拡大・継続しないよう、総務省殿において適切に監督すべきであり、そのためにも事業年度毎の業務の実施状況報告の時期において当該他者設備利用が継続している場合には、その理由とともに復旧の見込み時期の報告を求めるべきと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修文案】</p> <p>4. 実施状況の報告等 (3)事業年度毎の業務の実施状況報告 (中略)</p> <p>① 他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況 ア 報告年度末時点の提供区域、業務開始時期、施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までの別、加入者数(※町又は字の単位) イ 加入者への提供料金・提供条件</p>	<p>・ 施行規則第2条の2第1項第3号に基づく提供を実施した場合は、本ガイドライン(案)4(1)により、提供区域等と合わせて、アナログ加入者回線による電話の提供が可能となる時期の見込みについて遅滞なく報告することとしています。また、本ガイドライン(案)4(3)の実施状況報告においても、報告年度末時点の提供区域ごとの施行規則第2条の2第1項第1号から第3号までの別を報告することとしております。総務省では、他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨の観点も踏まえて、当該報告により同項第3号に基づく提供区域を確認してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>ウ 加入者の保護に係る取組状況(苦情相談件数及び主な内容、電波環境調査等の実施状況、その他加入者の保護のために講じた措置の内容)</p> <p><u>エ 施行規則第2条の2第1項第3号による提供が継続している場合には、自己設備による役務提供の復旧の見込み時期とその理由</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

意見	意見に対する考え方	案の修正
3 ガイドライン(案)3(5)業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置関係		
意見3-1 他者設備利用による電話の提供を行う区域において、他の電気通信事業者が NTT 東西のメタル系加入者系伝送路設備を活用したサービスを提供している場合もあることから、NTT 東西の接続約款に基づく必要な対応がなされていることも審査基準の1つに追加すべき。	考え方3-1	
<p>【本 GL に示される審査基準に、接続約款の履行についても追加すべき】</p> <p>他者設備利用による電話の提供においては、当該区域における NTT 東西殿の提供するメタル系加入者系伝送路設備の撤去、又は保守の終了が前提と考えられることから、当該区域で NTT 東西殿のメタル系加入者系伝送路設備を活用したサービス(直収電話等)を提供している他の電気通信事業者が存在する場合、当該事業者はサービスの提供中止・終了を余儀なくされます。</p> <p>この点、NTT 東西殿の「電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」第 61 条第 3 項において、端末回線伝送路設備の撤去時の取り扱いが規定されていることから、当該約款に基づく必要な対応(2023 年 11 月 8 日付の「電気通信事業法施行規則等の一部改正等」に関する意見及びそれに対する総務省の考え方※における考え方 6 を踏まえた内容であることが必要)がなされていることが確認できない限り他者設備の利用を認可すべきではなく、審査基準の一つとして「電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」に関する対応が完了している旨の確認についても追加すべきです。</p> <p>以上を踏まえ、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>※https://www.soumu.go.jp/main_content/000913418.pdf</p> <p>【修文案】 p.6 3. 法第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可に係る考え方 (5)業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置 <u>キ 接続の中止に伴い、「電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」に基づき協定事業者に対して行う手続の対応状況</u> 【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西は、御指摘の第 61 条第3項も含め、総務大臣の認可を受けた接続約款の規定に基づいた適切な対応を行う必要がありますが、NTT 法第2条第5項ただし書の制度趣旨を踏まえると、御指摘の事項について、本ガイドラインに規定する必要はないものと考えます。 	無

	意見	意見に対する考え方	案の修正
4 その他			
	意見4-1 国防上最も大切な通信インフラを他の通信インフラに使用することに反対。また NTT 法改正にも反対。	考え方4-1	
	<p>反対します。国防上最も大切な通信インフラを他の通信インフラを使用することに反対です。NTT 法改正も反対です。国民の税金で作ったものを勝手に民営化するな。郵政民営化で失敗しています。かんぽの宿を勝手に二束三文で外資に売却して今まで無料だった振込手数料も有料化して国民に良い事はなかった。政治家の利権、外資がもうかっただけ。もう売国行為は止めてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いた御意見は御参考として承ります。 	無